

## 随意契約理由書

件名	豊中市役所第二庁舎トイレ内装改修電気設備工事（第一期）その2
契約の相手方	田島電気工事
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
随意契約理由	<p>本工事は、豊中市役所第二庁舎のトイレ内装改修を行うもので、関連する別途工事である建築工事と給排水衛生設備工事は既に契約し、次工程に向けて待機しております。また庁舎のトイレを使用できない状況下では、市民をはじめ庁舎を利用する方々へご不便をかけることから、速やかに電気設備業者を決定・契約し、工事を完了させる必要があります。</p> <p>本工事は、事前に同等の内容で指名競争入札を2度行いましたが、有効な応札がなく不調となったため、2度目の入札において唯一の応札者である田島電気工事と協議を行うこととし、その結果同意が得られたため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を締結するものです。</p>
備考	